皇室の神仏分離とその後の仏教
――宮内省の対応を中心に――

辻岡健志

はじめに

明治元年（一八六八）三月に神仏分離令が出されると、地域によっては廃仏毀釈運動を引き起こした[1]。あくまで従来混淆であった神道と仏教を分離させる方針であったが、政府の意図を越えて一部地域の国学者・神道家が廃仏行動に訴え出たのである。維新を迎えた仏教にとっては、まさに受難の幕開けとなった。

神仏分離令の余波は、皇室にも及んだ。皇室における神仏分離政策は、明治元年の神仏分離令から三年遅れて進められた。明治四年五月から十月にかけて、京都御所の仏間である御黒戸から位牌の奉遷や門跡・比丘尼御所の称号廃止、宮中の仏事等の廃止など、相次いで皇室と仏教を切り離す施策が出された。かかる経緯を扱う先行研究では、政府が神道国教化を目指すなかで皇室内から仏教的要素が排されたことを明らかにしているが[2]、その後の展開までは言及していない。

神仏分離を経て、皇室と仏教との関係については、どのような変遷を辿るのであろうか。宮内省で「明治天皇紀」編修に携わった本多辰次郎は次のように評する[3]。

> 現時の皇室と仏教とは種々緊密な関係がある。併しながら維新以来其の関係は余程薄くなつた。明治の初めは神道家・漢学者の世の中で廃仏毀釈の暴風が吹き荒んで、仏教家は度胆を抜かれて居る間に、従来の特権を失ひ、皇室との関係も殆ど皆切り離された。（中略）殊に憲法発布せられて臣民の信教自由が許されて後は国教的特権は昔日の夢と散じ、皇室と仏教とは何等関係なき如く見えるけれども、千数百年続きたる法縁・俗縁は一朝にして断絶するものでは無い。一旦絶縁又は廃止になつた事も復興せられる事もある。

本多はまず、廃仏毀釈によって明治以降の皇室と仏教の関係は希薄になった側面を指摘する。だが、完全に断絶された訳ではないという。ここで重要なのは大師・国師・禅師などの師号宣下のように一時「絶縁」「廃止」になっても、「復興」して断絶した訳ではなかった点である。つまり、神仏分離時の関係が絶対的な規定ではなかったことを示唆している。廃仏毀釈に打撃を受けた仏教がなぜ、徐々にでも「復興」してゆくことができたのか、ある

いは、本当に「復興」したのか、も含めて明快な答えは出ていない。

この問題については、宮内省官員としての実務経験を持つ佐野恵作が皇室関係の寺院について体系的に解説した先駆的業績があるも[4]、仏教の「復興」の実態を本格的に問うものではなかった。だが、近年になって相次いで神仏分離後の皇室と仏教の関係が浮き彫りにされつつある。

例えば、山口輝臣は近現代の皇室と宗教との関係を辿るなかで、神仏分離後にその反省から師号宣下や門跡号、宮中仏事などが復活したことに加えて、皇室に仏教的要素が息づいていたことを指摘する[5]。また高木博志は、皇室の菩提寺である泉涌寺の事例検討を通して、皇室における仏教信仰が継続していたことを示した[6]。この他にも、青谷美羽や田中潤が、門跡寺院の制度が廃された後も旧門跡寺院と皇族との関係が継続していた実態を明らかにするなど[7]、研究の裾野を広げている。

先行研究の成果や方向性に学びつつも、未だ個々の経緯について不明な点が多く、なぜ神仏分離後になって仏教と縁を戻してゆくのか、特に宮内省による方針や、現場対応の実態などについては、史料的制約からか、よく分かっていない。寺院との折衝窓口である宮内省の対応を見ることは実態を窺ううえで、重要な視点である。

そこで本稿では、皇室における神仏分離とその後の仏教と皇室との関係について、宮内省の対応を中心に素描する。具体的には、第一に、皇室における神仏分離の経緯について確認する。第二に、神仏分離方針の修正に伴い、宮内省では皇室との関係の深い泉涌寺を保護する対応に転じた様相を明らかにする。第三に、皇室の神仏分離後に復興した御修法・門跡号・師号宣下の事例を取り上げ、宮内省の対応を通して皇室と仏教の関係を考察する。

その際、本稿で用いる主要史料は宮内庁宮内公文書館が所蔵する宮内省公文書類である。宮内省各部局の現場対応に留意して読み解きつつ、宮内省が各寺院や関係省庁と折衝した往復文書などから、可能な限り施策の意図を紐解きたい。

一　皇室における神仏分離

慶応三年（一八六七）十二月九日、王政復古の大号令が出された。「諸事神武創業之始ニ原ツキ」と謳った方針はそのまま、翌年三月十三日の太政官の布告に結実し、新政府は「神武創業ノ始」に基づき、神祇官再興・祭政一致の理念を明確に掲げた。以後、津和野藩主亀井茲監、同藩士福羽美静らが神祇行政の主導権を握り、神道国教化政策を推進した[8]。そして、神仏分離令が出されるのは、明治元年（一八六八）三月のことである。起草したのは、亀井と福羽であったとされる。本章では、先行研究での成果に導かれながら、皇室において神仏分離に至る経緯とその実施過程について、確認する。

まず、同年三月十七日には諸国神社の別当、社僧に還俗を命じ（神祇事務局達第一六五）、続く同月二十八日には次の神仏分離の布告が出される（太政官布告第一九六）。

一、中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事（中略）

一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事

附、本地抔ト唱ヘ仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事

これは牛頭天王などの神仏習合的な名称のものを神号に改めることと、仏像を神体とする神社に対して、仏像、梵鐘、仏具などを取り除くことを命じたものである。一般的にこれら二法令を合わせて神仏分離令（神仏判然令とも）とされるが、後者のみをいう場合もある。神仏分離を実施する過程では、各地で寺院の廃止合併、僧侶の弾圧、仏像などの毀損行為に発展していったことは周知の通りである。一連の政策はあくまで神社から仏教色を払拭する意図であったが[9]、政府の意図を超えて一部地域の国学者・神道家は廃仏毀釈運動を展開した。

一見すると突発的な印象を受ける神仏分離の動きには、背景がある。幕末期には内外の危機感に触発されて復古神道が高まりを見せるなか、皇室から仏教的要素を排除しようという動きがあった。例えば、孝明天皇大喪儀（慶応三年一月二十七～二十八日）である。山陵奉行戸田忠至の建議に基づき、旧来の仏式葬儀から神祇式へと改編されるとともに、陵所から僧侶の排除をもって修されている[10]。

また、幕末維新期にかけて宮門跡の還俗も進んだ。親王家や摂家から入寺する門跡寺院のうち、親王が入寺し住職として迎え入れる寺院を宮門跡という[11]。文久三年（一八六三）、青蓮院宮尊融親王（中川宮朝彦親王と改名）の還俗を皮切りに、元治元年（一八六四）にも勧修寺宮濟範親王（山階宮晃親王と改名）が続き、相次いで皇族に復飾した[12]。

新政府が王政復古の実現を目指すなかで、まず最初に着手すべき課題のひとつに挙げたのが法親王の還俗であった。慶応二年十月段階で、岩倉具視が不可欠とする課題のなかに、「宮門跡僧尼早々御還俗之事並仏夷御所置之事」という宮門跡の還俗を含めた皇室の神仏分離を挙げるほど、重要な問題であった[13]。

実際、明治元年四月十七日には、皇族が僧侶となることが以後禁じられるとともに（第二四二）、慶応三年～明治二年にかけて宮門跡の還俗が次々と実施された[14]。次第に皇族と門跡寺院との関係が絶たれたのである。皇室における神仏分離の先駆けともいうべき出来事であった。

本格的に皇室における神仏分離に着手されるのは、明治四年になってからのことである。廃藩置県が断行されるなど政府内において制度改革が実行されていく転換点となる年である。明治四年三月、江藤新平率いる制度分局が中心となり、皇室の神仏分離構想を企図する[15]。皇室の神仏分離は政府の神道国教化・祭政一致を実現するうえで、必須作業であったのだ。

皇室の神仏分離の実施にあたっては、祭政一致の徹底を求める薩摩派が後押しする。亀井茲監、福羽美静ら津和野派の主導する神祇行政に対して、薩摩藩出身の政治家や国学者は造化三神（特に天之御中主神、他は高御産巣日神、神産巣日神）を重んじる宗教的な神道観を持つとともに、皇室の神仏分離を高唱していた。神道家として知られる伊地知正治は西郷隆盛の理解と協力を得て、次の「時務建言書」を政府へ提出する[16]。

祭政一致万事　神武帝之御旧業ニ被為復候上ハ胡佛の祀事追々御吟味之趣も可有之候得共、積年因習之久敷、俄ニ廃仏之御場合ニハ至兼候者勿論ニて、先ツ此儘被取置候義と奉存候得共、近年往々異教到来人心煽動之患も不容易、夫外国之教旨ハ胡神を真視して君父ヲ仮想し、人倫を紊り候儀災害同轍、今より是を預防せされ者、後年之大害不可枚挙ニ立至候者案中ニて仏は所謂邪徒の権輿、其帰する処、遂ニ同害ニ陥候故、先ツ　朝廷ニて皇子御誕生冠婚喪祭年中行事等仏事ニ致関係候分ハ、一切

御廃し、左候而庶人之儀も生子并冠婚喪祭の神典相用ひ申度、礼式の分者上下軽重を分て、神祇官ニて取調御布告被為在度御事ニ御座候

祭政一致の立場から皇室の年中行事や儀式を仏式から神式に改め、ひいては外来の宗教である仏教は廃止すべきとの過激な主張をする。もちろん全てが受け入れられるものではなかったが、政府内の一角で強硬な意見が存在したことは神仏分離の実施に影響を与えたものと考えられる。それでは、以下で皇室における神仏分離の具体的な内容について見てみよう。

①門跡寺院制度の廃止

前述したように幕末から明治二年にかけて、宮門跡の還俗が進み、皇族のまま出家することが禁じられたが、明治四年六月十七日には、仁和寺、大覚寺等の門跡・比丘尼御所の称号が廃され（太政官第二七〇）、これにより近世までの門跡寺院制度は廃止された[17]。さらに、十月十七日には泉涌寺等を除く皇室と由緒のある社寺への下賜金が廃止されるなど[18]、以後は皇室と門跡寺院との関係が絶たれる形となった。

②御黒戸の廃止

明治四年五月三十日、京都御所の御黒戸を廃して、位牌や念持仏等を御所外に奉遷した[19]。御黒戸とは御所内の仏間のことで、歴代の天皇・皇后の位牌を仏式（真言宗）によって祀っていた。後述するように、明治二年頃から御黒戸を廃止する方向で検討された結果、京都東山の方広寺に新設された恭明宮に奉遷される。

③宮中仏事等の廃止

明治四年九月二日、宮中で行なわれる、大元帥法や後七日御修法といった密教系の仏事は、諸寺における勅会とともに廃止された（太政官布告第四五四）。また、天皇即位の際に行われてきた密教儀式の即位灌頂が廃されたほか[20]、孝明天皇三年祭（明治元年十二月二十五日）からは神式が採用され、僧尼の参内を禁ずるなど仏式が排除された（第一一〇七）。

以上、①は皇室から寺院への接近を禁じる一方、②③は皇室内から仏教的要素を排除するものとして、双方向から皇室と仏教の関係を途絶した。

この内、神仏分離の象徴である恭明宮とはいかなる施設であったのだろうか。後年に宮内省臨時帝室編修局副総裁の藤波言忠が語った談話に簡潔にまとめられている[21]。

恭明宮とは維新に際して宮中にありし仏像及び御先代天皇の御位牌等を移して隠居の女房をして奉仕せしめし処なり（中略）維新の際是等の御位牌をも恭明宮に集めて祭らしめられたり、然るに段々宮内省の整理にて恭明宮を廃して、其の祭る所の御位牌を悉皆泉涌寺に移さるゝ事となれり

ここから、恭明宮は皇室の位牌等を収める慰霊施設として京都東山・方広寺内に設けられるも、最終的には廃止となって泉涌寺へ移されたことが分かる。そもそも、恭明宮の造営に着手されたのは、明治二年七月二十三日に中御門経之が恭明宮造営御用掛に就任してからのことである[22]。王政復古前後から中御門は「薙髪停止隠居尤院号可被廃事」との持論を有しており、「神仏混雑」の解消を目指していた人物であった[23]。

当初、恭明宮の造営に伴う御黒戸の廃止は確定したものではなかった。明治二年一月、中御門は「孝明天皇御祭所・光格天皇已下御祭所」を「薙髪并隠居一統弥大仏辺ニても差支無之場所」に設けることを検討する[24]。宮内省としても「隠居薙髪之者」の処遇が懸案となっており、「黒戸御所ヲ大仏ニ持

逃ケ」恭明宮へ移住させる方向で準備していた。[25] さらに明治三年十一月十四日には、神祇官京都出張所でも恭明宮を「孝明天皇御霊殿」とする認識を示し、「御黒戸ニ被為祭候御霊ヲ被為移候事ニハ無之、全隠居局御霊ヲ奉祭」する場と想定していた。[26] だが、改めて同月十九日に、神祇官が政府弁官へ御黒戸の扱いについて確認したところ、弁官は「宮中御黒戸ヲ被為移候儀ニ而今般更ニ御霊御鎮座ニハ無之候」との御黒戸移転に言及している。

そして、恭明宮が落成するのは明治三年十二月十八日のことで、大蔵省から宮内省へと引き渡されている。[27] 翌年一月二十三日には、宮内省から京都在住の女官に対し恭明宮への移動を命じ、二月に入って順次移ってゆく。[28] だが、宮内省の「都合」から「模様替」したい旨、大蔵省営繕司へ申し入れがあった。[29] 営繕司の提案のあった造営の仕様は、「御黒戸一途御治定被仰出候」と事実上、御黒戸の廃止・移転を示したもので、般舟院御仏殿に模した仏式に変更するというものであった。[30] 政府としては「宮中ニテ御仏祭等不体裁」の解消といっても、「御霊牌ヲ被廃ト申訳ニハ難成」という理由から、御黒戸の移転で対処しようと考えていた。[31]

明治四年五月三十日、御所の御黒戸が正式に廃され、位牌や念持仏等を奉遷した。[32] 八月一日からは御黒戸の解体作業が始まっている。[33]「恭明宮規則」によれば、京都・水薬師寺が「御黒戸守護御祭等」を主管するものとされ、「隠居薙髪尼」が奉仕することになっていた。[34] 十一月九日には、恭明宮が正式に宮内省の管轄となる。[35] 御所外に御黒戸を移転することにより神仏分離を達成するとともに、東京に随従しない女官の処置を実現するものであった。御黒戸の東京への奉遷は議論すらなかったが、いくら御所外に移転しようとも、あくまで宮内省の管轄する皇室の施設であった。やがて神仏分離の徹底を図るうえで、恭明宮の廃止が持ち上がることは当然の流れであった。

結局、恭明宮は二年足らずで、明治六年三月十四日に廃止される。[36]「薙髪隠居女房」たちも各私宅へと「退散」し、位牌や念持仏等は皇室の菩提所である泉涌寺へ合併奉祀されることになった。その理由は「祭祀区々ニ相成不都合之次第」だとされる。つまり、宮内卿徳大寺実則によれば、御歴代は「御神祭」とするため、「恭明宮而已仏像を玉体に擬し奉り仏祭仕候は如何にも御不都合」という説明であった。[37] これにより、近世までの御黒戸が最終的に皇室の外へと移り、皇室の神仏分離が推し進められた格好である。

維新期に国家祭祀の再編成が進むなか、東京奠都による畿内の諸寺院からの離脱が一層加速したといえよう。[38] 東京は神道、京都は仏教という棲み分けがなされたともいえる。皇室における神仏分離の過程では、「国の宗祀」である神道を建前としつつ、宮内省によって一宗教の仏教には一定の距離を置くという分離線が制度的に保障されるのである。

二　神仏分離の方針修正と泉涌寺

山口輝臣が指摘するように、維新後数年して、神祇官などが中心になって遂行された神仏分離が見直されるようになった。[39] 御黒戸と即位灌頂の廃止を除けば、仏教との関係を復旧する方向で修正が図られるのである。本章では、山口の指摘を踏まえつつも、神仏分離後の仏教の変遷について、宮内省の対応に沿ってもう少し掘り下げて紐解いてゆく。

まず、方針修正に至った背景については、明治六年政変による西郷隆盛の失脚に伴って、祭政一致を力説する薩摩派の求心力を失ったことと、教部省

の国民教化政策の失敗が挙げられる。その一役を買ったのが、政教分離を主唱するなど、政府の宗教政策の変更を迫った真宗勢力である。特に西本願寺僧侶島地黙雷は明治六年（一八七三）より長州藩出身政治家と連携して、教部省の外郭機関である大教院への批判運動を展開した結果、教部省廃止・大教院解散に持ち込んだほど、真宗の政治力は突出したものがあった[40]。

真宗の影響力は、皇室との関係再編にも及ぶ。明治九年十一月、宗祖親鸞に見真の大師号が宣下されたのに続き、明治十五年三月にも中祖蓮如に慧燈の大師号を宣下している[41]。見真の師号名称の選定にあたっては、水面下での東本願寺の周旋があったとされる[42]。真宗六派は教部省に対し、大師号宣下で「今日ノ信徒数十万歓喜スルノミナラス、必ス当ニ子々孫々相伝ヘテ今上陛下ノ優恩ヲ感戴」するという宗派の貢献を確約して、これが許されたのである。

その後、勅額下賜に先立ち、明治十二年四月一日に東西本願寺は太政大臣三条実美と右大臣岩倉具視へ内願書を提出する。東本願寺法主大谷光勝は、「先帝ノ握恩ニ奉酬」することと「幾百万門徒ノ望願ヲ満足シ人心益固結」することで、「布教随テ普及」するとの構想を思い描く[43]。西本願寺法主大谷光尊にしても「開宗已来七百年の久き祖訓を隕さず弘教益盛」という皇室との関係を有する宗祖以来の歴史性と、「数百万門徒をして皇恩の隆渥なるを感荷せしめ」るという教団としての皇室への貢献を強調するものであった[44]。東西本願寺に共通して、宗派の拠り所とするものであった。

同年九月二十九日に勅額下賜が決定すると、宮内省を通じて東西本願寺へ通知する[45]。勅額といっても、額そのものの下賜ではない。額字の下賜であって、有栖川宮熾仁親王の代筆である[46]。東西本願寺で彫刻した額案は京都府を通じて宮内省に提出され、額のデザインの確認を行なったのち、東西本願寺のそれぞれ御影堂に掲げられた。

岩倉具視は下賜の日時と段取りについて「宮内省え申入置」として裏面で準備を進めるとともに、三条実美は「国家之為、布教御尽力之功労」を賞した特旨であったと説明する[47]。実際に勅額の斡旋の労を取ったのは岩倉と三条であったことを窺わせる。神仏分離の方向性自体を見直すものではなかったとはいえ、大師号の復活は時代に逆行する動きであった。その後、明治十三年七月には、大宮御所の建物のうち御黒戸を西本願寺へ、大宮御所御殿・皇后宮車寄を東本願寺へ下賜するなど[48]、東西本願寺は別格の位置付けであった。真宗（広くは仏教）と皇室との関係を結ぶ上で重要な転機となるとともに、結果から見れば、神仏分離の楔を打つ起点になったのである。

皇室内でも流れが変り始める。禁じられていたはずの皇族の入寺が認められるようになる。明治八年時点では、京都・瑞龍寺住職村雲日栄、長野・善光寺住職久我誓円が伏見宮への帰籍を申し出た際は住職のままでは認められず、由緒のある九条家と久我家に入籍していた[49]。だが明治十三年になると、伏見宮諄女王と文秀女王は皇族の身分のままで難なく許可され、京都・霊鑑寺と奈良・円照寺の門跡にそれぞれ就いている[50]。この間の方針変更について直接物語る史料は見出せないが、その理由を窺ううえで最も重要な問題としては、次に見る京都の皇室関係寺院、特に泉涌寺の保護が挙げられる。

泉涌寺は、鎌倉期の四条天皇以来、皇室の菩提寺である「御寺」として称され、今日に至る。孝明天皇からは「四条帝以来御代々御陵守護之官寺、皇祖御尊敬之訳ヲ以可為諸寺之上席」との詔を賜るなど[51]、別格の位置付けでもって維新を迎えた。

ところが、神仏分離の影響は泉涌寺にも及んだ。孝明天皇三年祭（明治元年十二月二十五日）以降、祭儀は神式で行われるようになったため、泉涌寺僧侶は携わることができなくなってしまう。明治三年の仁孝天皇二五年祭以降は、泉涌寺・般舟三昧院での勅会・法会も廃止となった[52]。さらに、廃仏毀釈以上に仏教諸宗派に社会経済的な打撃を与えるものとして、上知令の発布がある。泉涌寺も例外なく、明治四年一月五日、社寺に対する上知令が発せられると（太政官布告第四）、惣門内の境内地以外の土地が上知された[53]。泉涌寺の寺領であった御陵地四四六〇坪も収公され、陵墓は官有地として寺門から切り離された。

一方、皇室から下賜される御供米は他の寺院が明治四年に廃されても、従前通り御供米一二〇石の下賜は継続する[54]。とはいえ、御供米の渡方についての大蔵省伺に対する太政官の回答では、泉涌寺・御陵は宮内省ではなく教部省・式部寮の管轄であって、「恭明宮ト一視同様ノ御取扱ニ無之」との認識を示していた[55]。つまり、御供米の下賜は依然として継続していても、恭明宮とは異なり泉涌寺も他の寺院と同様の扱いであったことを示唆している。

だが、神仏分離後においても、皇室と泉涌寺との関係が途絶えた訳ではなかった。明治九年を境として、泉涌寺を特別に皇室の菩提寺として保護する方針が示される。同年六月一日、宮内省から泉涌寺にとって重要な次の二つの通達を受けるに至る[56]。一つ目は、京都府内の皇室関係寺院に奉安されている歴代天皇等の尊牌・尊像を全て泉涌寺に合併するというもの。各寺院では「奉護不行届」があったため、一カ所に集約して「永年奉護」するというものであった。二つ目は、従前の御供米を廃止して、泉涌寺に集約された尊像・尊牌奉護料として年一二〇〇円を下賜するというものであった。

背景として、明治七年十二月に宮内省において御供米の廃止による皇室関係寺院の困窮が懸念されるようになり、尊像・尊牌の保護が急務となっていたことが挙げられる。宮内大丞香川敬三は、「西京之衰弊」を食い止めようと、仁和寺等の旧門跡寺院について「御由緒軽重現場情実等篤ト調査之上格別重キ御由緒之分ハ以後年々為御扶助」下付するという「永続保存之方法」を検討する[57]。京都府権知事槇村正直としても「御由緒之寺院名高キ勝景之地ヲ不朽ニ保護」するよう求めるなど[58]、京都の皇室関係寺院の保護へと動いてゆくのである。

泉涌寺に尊像・尊牌が集約された結果、その供養のあり方も検討される。明治十年の京都・奈良行幸を控えた明治九年十一月、太政官では「泉涌寺始遠近御陵御参拝可被為在、其節従来御仏祭之儘ニテ者甚不都合」との認識を示したのである[59]。そこで明治十一年一月二十二日には、宮内省において御神祭を建前としつつも、皇族の「泉山ニ於テ御法事御供養」と「御位牌殿参拝・焼香・色香献備等」を正式に認める[60]。個々の「仏道信向」を認めつつも、神仏の「混淆」に注意を促すものであった。その結果、従前は「隠居旧女官ヨリ　御内儀へ往復」していたところ、宮内省華族部長局の分局において全て担当することになった（二月二十三日付督部長岩倉具視宛第六部長山本実政報告）。

そして、明治十三年七月十六日には、明治天皇が孝明天皇陵参拝後、泉涌寺の霊明殿への参拝が実現し、泉涌寺にとっては「御維新以来始メテノ御事ニ付仏門之光輝盛挙」だと歓迎された[61]。神仏分離という基本線は維持しつつも一時の徹底した分離路線からは後退し、宮内省による皇室関係寺院の保護へと舵を切っていったのである。

ところが、この間の泉涌寺では上知令以降、金一万円に達する負債を抱える深刻な財政状況にあった[62]。畳みかけるように、明治七年に「東京出開扉」事件が起きる。この事件では、泉涌寺塔頭の戒光寺玉樹湛然、安楽光院中井定寛が泉涌寺什宝を東京本所・回向院で披露する出開扉を行なったところ、勧進元の借財が理由で抵当として差し押さえられた上で訴訟沙汰に発展したという。事態を重くみた宮内省としては、京都府と協議の上で改革に着手する方向で動き出す[63]。

明治十年六月十六日、京都府が塔頭寺院による管理を廃止する改革案を提示すると、翌日に宮内省は、

書面伺之趣、泉涌寺之義ハ弐拾三ヶ院之内該寺同宗之住職ヲシテ交番セシメ塔中之内永存難致向ハ相廃候方可然候、尤住職進退塔中存廃之義ハ当省掌管之事件ニ無之候条、総テ其筋ノ准許ヲ得テ処分可致候事

との同意を示す。ただ、ここで事件への関心を見せつつも「当省掌管之事件ニ無之」との一線を画した点は、その後の宮内省の態度を規定するものとして重要である。以降も宮内省へは京都府から続々と報告が上がり、九月二十八日には二十二日付でこれまで寺務運営に携わってきた塔頭寺院を一掃して、妙法院住職多喜（村田）寂順を始め旧門跡寺院（仁和寺・毘沙門堂・随心院・青蓮院・曼殊院）に改革を命じたことを知らせる。同時に「御尊牌守護を始同寺内外之事務并改革一件為取扱候」と報告するように、最も懸念したのは「御尊牌」の管理であった。さらに十二月にも妙法院住職村田寂順が宮内省に対し、「旧門跡尼室一同ェ泉涌寺守護被仰付候者至当之御事」と提案するように、皇室の「御由緒」を強調した改革を志向する[64]。だが、この建言に対する返答はなく、同月二十三日に宮内省として「泉涌寺住職佐伯旭雅伺負債事件ハ当省ニ於て何分ノ指令ニ可及義ニ無之候事」という一貫して不干渉主義を採ったのである。

とはいえ、泉涌寺は一般寺院とは異なるがゆえに、明治十二年九月二十二日に「特別之訳ヲ以」負債償却の一時金二五〇〇円が下賜されている。十一月には、内務省からの照会に対して、宮内省は泉涌寺の管理のあり様に言及する。泉涌寺の法宝物について「歴代　皇霊へ奉納品ニ有之候、将又該寺ハ外寺院ト異リ建物以下諸什器類ハ当省所属ニ可有之」との見解を示したのである。宮内省としては宗教問題である寺院運営に容喙することを控えつつ、「御寺」である泉涌寺の存続に支障を来すことがないよう、宮内省の管理に準ずる形で細心の配慮をなしていたのである。

負債事件が一段落した矢先、さらなる災厄が泉涌寺へ降りかかる。明治十五年十月十四日午後九時三〇分、泉涌寺で火災が起こり、境内東側一帯の霊明殿（御位牌殿）・御影殿・御法事殿・大小方丈等の諸建物を焼失する[65]（【参考写真】参照）。翌日午前二時五〇分、京都府から宮内省へ「昨午後九時半泉涌寺門伽藍宝蔵ヲ除クノ外残ラス焼失、一時半鎮火御影御尊牌取出ス、委細跡ヨリ」と急ぎ打電があった。霊明殿を焼失したものの、尊像・尊牌は別院雲龍院へ奉遷して無事が伝えられた。

早くも十月二十日には、失火責任により蟄居する住職に代わって泉涌寺事務掛の村田寂順が山階宮・久邇宮・東伏見宮・北白川宮へ「霊明殿等速ニ旧ノ如ク再営ノ宣下在ラセラレンコト」を歎願する[66]。翌日にも、住職佐伯旭雅が失火の責任を取る形で、内務省と宮内省に対し自らの辞職と「再営ノ　勅宣」を願い出る。これに対し、翌月十七日に「住職辞表ハ不及、其儀寺門再興之儀ハ取調中」と指令した。尊像・尊牌を安置する霊明殿が焼失したこと

は、宮内省にとっても一大事であって、再建することすら危ぶまれた。東京へ奉遷するという選択肢が出てきても不思議ではなかったが、それはなく、明治十六年五月十一日に宮内省では泉山陵墓前建物・霊明殿等を始め泉涌寺堂宇の再建を決め、六万四千二百円（十五年度二万円、十六年度四万四千二百円）を下付することになった。再建にあたっては京都府画学校に貸与されていた京都御所里内裏の建物を再利用することも決まった。工事は全て宮内省内匠課が主管した[67]。

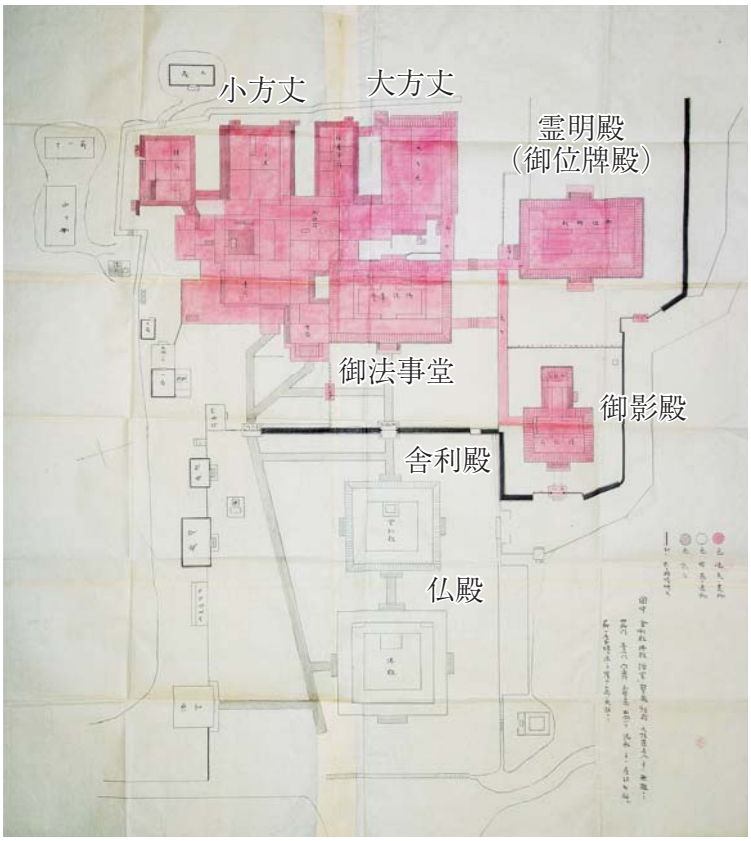

【参考写真】泉涌寺焼失図（庶務課「泉涌寺焼失録」明治15年、第1号〈540〉、宮内庁宮内公文書館所蔵）。赤塗箇所が焼失建物。挿入文字は、筆者による。

再建工事期間中の明治十七年三月一日には、泉涌寺旧境内地を陵墓附属地に編入すると、泉涌寺に委託する形ではあるが、宮内省の管理する風致地区として保護する方針が示される[68]。そして、再建工事が竣工するのは、明治十七年十月十三日のことである[69]。翌月六日には、雲龍院に仮安置していた四条天皇尊像・歴代尊牌を奉遷して、落慶遷座式が執行された。併せて、翌日には前年六月二十六日に開山俊芿に追謚された月輪大師の謚号奉告会も執行されるなど、泉涌寺側の「四条天皇以後歴朝　聖主ノ御香華院」との自認をもって皇室と泉涌寺との新たな関係を結ぶのである[70]。

その後、泉涌寺は明治期以降の重要な役割として尊像・尊牌の管理を担ってゆくが、それを示すのが泉涌寺が光格天皇勅作の阿弥陀如来像を東京・皇居へ差し出した事例である。既に高木博志が泉涌寺側の記録から紹介しているが、宮内省側の公文書からも裏付けることができる[71]。明治二十三年十二月二十二日、泉涌寺に安置されている光格天皇勅作の阿弥陀如来像一体を「皇后陛下被聞召御入用有之候間、差出候様御内沙汰被為在候」として、宮内省皇后宮職より泉涌寺へ依頼があった。同月三十一日には昭憲皇太后の御手許へ差し上げられている。

この阿弥陀如来像は、元々有栖川宮韶仁親王妃宣子女王が拝領して京都・宝鏡寺に安置されていたが、明治五年に恭明宮へ遷座された後、泉涌寺へ移された。明治十三年三月に宝鏡寺への復座が許されるも、明治二十三年十一月七日に勅作堂の修復のため、昭憲皇太后から経費補助として金一〇〇円を下賜されている[72]。恐らく勅作堂修復の一時的な移動を経て、明治三十年の英照皇太后崩御後になって宝鏡寺へ奉遷されたという。泉涌寺が皇室のために管理していたこと、宮内省がこれを公的に取り次いでいることが分かる。

【表1】泉涌寺への下賜金一覧

年月日	金額	理由
明治9年6月1日	1200円	尊像・尊牌奉護料として年々下賜
明治11年9月26日	200円	泉涌寺別院雲竜院の保護のため年々下賜
明治12年9月24日	1800円	年々下賜される尊像・尊牌奉護料の増額
明治13年1月31日	500円	御仏具修理費として下賜
明治17年10月10日	2000円	泉涌寺建築の落成につき御道具類新調手当として下賜
明治24年2月4日	250円	孝明天皇御霊殿仏具料として皇后より下賜
明治28年12月23日	1000円	霊明殿荘厳具補足費として下賜
明治39年6月30日	300円	霊明殿荘厳具補修費として下賜
明治42年6月23日	300円	仏殿本尊及仏具修理費補助金として下賜
明治45年5月31日	4200円	年々下賜される尊像・尊牌奉護料の増額
大正8年8月21日	9000円	大蔵経（朝鮮総督寺内正毅寄付）収蔵の経蔵一宇建造費用として下賜
昭和15年12月10日	100円	光格天皇百年御忌執行につき香華料を下賜
昭和17年2月16日	100円	四条天皇七百年御忌法要執行につき香華料を下賜

※大臣官房総務課「恩賜録」（宮内庁宮内公文書館所蔵）より作成。網掛け行は継続賜金。

以後、泉涌寺へは【表一】に示す通り下賜金が続き、明治四十五年には尊像・尊牌奉護料をそれまでの一八〇〇円から四二〇〇円へ増額するなど、宮内省を通じた特別な保護がなされたのである。明治二十五年七月の宮内省による泉涌寺建物の修繕方針を見てもそのことは窺える。[73]

同寺之儀ハ　四条天皇深キ御由緒モ有之　歴朝尊像尊牌奉護罷在、別ニ檀家等一切無之寺院之儀ニ付、右建物ハ公私ノ区分相立テス都テ宮内省ニテ修繕相成度、尤該建物ハ往古ノ建物ニシテ工芸美術上模範トモ可相成モノモ有之旁、古刹維持境内ノ美観御保存相成度様鄙考仕候

として、建物修繕に限ったものであるが、公私の区分を設けない姿勢であった。宮内省としてはあくまで寺院運営に不干渉でありながら、皇室の「御由緒」を保護する立場から泉涌寺との関係を紡いでいったのである。

泉涌寺という一寺院の問題ということからすれば、宮内省が介入するのは異例のことである。逆にいえば、他の寺院とは異なる指標を明らかに示しており、それだけ皇室との関係において別格の存在であった。皇室関係寺院の保護に関する一連の処置は、高木博志が指摘するように、明治十六年一月に岩倉具視の「京都皇宮保存ニ関シ意見書」が出されるなど、京都御所を始めとした京都の「旧慣」保存策の一環として位置付けられる。[74]皇室における神仏分離の全てを復旧した訳ではないが、一時の徹底的な分離からすれば大幅に方針が修正されたといえる。

三　仏教との関係再編―御修法・門跡号・師号宣下―

続いて、本章では皇室と仏教との関係を復旧する過程のなかでも、明治四年（一八七一）に共に廃された御修法の再興、門跡号の復旧、近世まで続いていた師号宣下の復活という三点の出来事を取り上げる。神仏分離後の仏教を見るうえで、宮内省の対応した重要な側面である。明治期のみならず大正・昭和期の展開も含めて、少々駆け足で辿ってみる。

（一）御修法の再興

御修法とは密教の法会のことで、特に真言宗で行なう後七日御修法の略称で用いられる。[75]その起源は古く、遡ること承和元年（八三四）に空海の上表により、翌二年正月に始まったとされる。以後恒例化して、正月八日から七日間、宮中の真言院において玉体安穏と鎮護国家を祈って行われてきた宮中行事である。以下では、明治四年九月に廃止された後七日御修法が、明治十

六年正月に再興される過程について、見ていきたい。

廃止から約一〇年が過ぎた明治十五年二月二十四日、御修法再興のきっかけを作る願書が宮内省に届く[76]。真言宗管長三条西乗禅が次の「宮中後七日御修法御修行願」を提出する。

列聖叡願ノ盛典ノミ闕如シテ行ハレサルコト実ニ　列聖在天ノ明鑑ニ対シ奉リ、且ツハ宗祖大師ノ冥慮ニ答ヘ臣僧乗禅等其職ヲ尽サヽルノ致ス所ト慚愧泣血恐縮ニ堪ヘス、仰キ願クハ前陳之旨趣睿明洞鑑在セラレ、旧典ニ沿ヒ明治十六年一月八日ヨリ御修法御修行之レ有ルニ至ラハ、独リ宗門ノ光輝ヲ生スルノミナラス、此功徳ヲ以テ万民福慧ヲ増進シ国土モ亦タ之ヲ以テ安穏ナルコトヲ得ヘシ

御修法が「列聖叡願ノ盛典」ではないことを嘆いて、宗門だけでなく国家安穏のためにも明治十六年からの御修法の修行を願い出たものである。当初、これとは別に提出された「宮中後七日御修法再興願」では、御修法の古儀に忠実な「再興」を願い出ているが「不調査」を理由に差し替えている。追って四月四日には、三条西は御修法の「再興」ではなく単に「修行願」であって「勅使之臨鑒ヲ上願スル訳ニ無御座候」と補足説明している。

真言宗の宗門のなかでも、特に御修法の再興を訴えたのは、釈雲照である。雲照は戒律主義から仏教復興を唱えた真言宗僧侶で、前述した泉涌寺の焼失時でも再建を求めるなど皇室と仏教との関係を修復しようと尽力した[77]。明治十五年三月、雲照は御修法再興を求める長文の願書を認めている。御修法修行は「従前ノ御成規ヲ御履行ノ御事ニテ敢テ御政体ニ妨碍アルノ理ナカルヘシ」との意見を呈し、御修法の「旧典ニ沿ヒ速ニ御修行」を求めるものであった。七月二十四日の内願では、「皮相荘飾等ノ主義」ではなく、「列聖御相続ノ御嘉摸ハ是非御断絶無之様仕度主義」だと、特に皇室における御修法継続の重要性を訴える。

真言宗からの願い出に対し、宮内省では社寺行政を所掌する内務省へ照会しながら検討がなされた。まず四月八日には、宮内省から内務省に対し①「寺門ニ於テ執行」すること、②勅使を差遣せず、地方長官も臨監しないこと、③太政官へ上申せず、宮内省限りで指令すること、等を照会している。これに対し、内務省は同月十五日に延暦寺法華会、園城寺法華会・灌頂会と同様に、地方長官の臨監が至当と回答して、宮内省も了承する。

宮内省では、まず六月五日に真言宗管長三条西乗禅への指令案として「書面宮中ニ於テ御修行之儀ハ難及詮議事／但寺門ニ於テ修行候儀ハ不苦候事」を整える。最終的に太政官への確認作業を経た後、八月四日に宮内卿徳大寺実則の名で「書面御修法之義寺門ニ於テ修行可致事」との指令が出されるに至る。「宮中」云々の文言が削除され、「寺門」での修行が明文化された。同時に「御口達」として「真言宗御修法ノ義ハ歴朝厳儀慣行之古典ニ付自今地方長官臨監致候条、此段及内達候事」との内務省の意向も反映される。

だが、先例を重視する真言宗管長三条西としては、全面的な賛成とはいかなかったようである。八月二十八日に「玉体御加持并御衣御加持」を願い出ている。それも九月十六日には、宮内卿徳大寺実則の名で「書面玉体御加持之義ハ不及、其儀候御衣ハ御下ケ可相成候事」との指令が下され、採用には至らなかった。

つまり、御修法の再興といっても場所は宮中ではなく教王護国寺（東寺）灌頂院。しかも、直に天皇に加持祈祷を施すのではなく、地方長官の臨監の下でそのために下賜される御衣に加持を行なうという形式であった。

その後、天台宗で執行される御修法も、大正九年（一九二〇）になって伝教大師一一〇〇年遠忌を控える延暦寺からの旧儀復興願により再興される。[78]宮内省としては、十二月二十六日に「玉体安穏宝祚無窮ノ祈祷ヲ修シ巻数ヲ献上スルノ儀ハ聴許」する一方、勅使参向と陵墓前の仏式祭典を認めない方針を下した。このように真言宗・天台宗で共に行なわれる御修法は、厳密な意味での再興を許されなかったが、それでも時代に応じて再編された形式で再興が果たされたのである。

（二）門跡号の復旧

次に、明治十八年の門跡号復旧についてである。明治四年五月に廃止されて以降の門跡寺院は、皇族の入寺も禁じられるなど皇室との関係が途絶えて困窮を極めた。一例を挙げると、明治八年十二月に京都府天台宗旧門跡（青蓮院・曼殊院・毘沙門堂・三千院・妙法院）から太政大臣へ宛てた歎願書では、門跡号廃止による「負債」で寺院経営が立ちゆかなくなり、旧門跡・旧尼御所への寺禄下賜を求めるほどであった。[79]

意外にも門跡号の復旧へ政府を動かしたのは、旧門跡寺院ではなく、准門跡として門跡に準ずる東西本願寺であった。明治十七年八月に教導職制が廃止されると、政府の持つ住職・教師の任免権が神仏各宗管長に委任されることになり（太政官布達第一九号）、国家と宗教の関係を規定する宗教制度が再編された。これに伴い、十一月に東西本願寺が門跡寺院に先行して「宗派ニ長タル者ノ名称」として門跡号復称を求めた。[80]内閣では、明治十八年三月十七日に「寺格ニ属スルノ名称」と見なして門跡号の復旧を認めたのである。

比較的円滑に許可となったようで、太政大臣三条実美は、東西本願寺の門跡号復旧願が出るや否や「格別六ヶ敷申候程ノ訳ニハ無之」との許可する方向で、宮内省華族局長香川敬三への「格別之詮議」を求めて調整している。[81]大師号宣下の復活と同様に事態を動かしたのは、真宗勢力であった。真宗住職家は他宗派仏教と異なり、明治五年に華族に列し、後に叙爵されることになるなど、[82]仏教教団でありながら「皇室の藩屏」を守る特異な位置であった。皇室と仏教をつなぐ上で、真宗の影響は少なくない。

無論、廃止の実害を被る旧門跡寺院も黙っていなかった。門跡号復旧に先立つ明治十七年十二月二十四日、「特別格式」を求めて、東西本願寺等の華族と同様に宮中での賢所参拝・三大節参賀の許可を請願する。[83]だが、「聴許難致」として聞き入れられなかった。当初、門跡号の復旧といっても、あくまで名称上の問題であって必ずしも門跡寺院が求めるような待遇を改めた訳ではなかった。ようやく宮中での参賀・参拝が許可されるのは、門跡号復旧から約三年経った明治二十一年十二月十二日のことである。[84]宮内省では門跡寺院が「従前法親王御住職被遊候」という「御由緒」から、「他ノ普通ノ本寺本山ノ類トモ相異」門跡としての寺格を実質的に保障したのである。

それでもなお、新たな問題が生じる。明治二十二年十一月二十二日に宮内大臣へ宛てた妙法院住職村田寂順ら門跡寺院の歎願書では、参賀・参拝が許可されたのはよいが、式場での身分取扱についての不満を綴る。[85]明治十七年に定められた神仏各宗管長の身分が勅任官取扱であるのに対し（太政官達第六八号）、門跡寺院は奏任官以下という「十二宗三十八派管長ノ最末席」であることを嘆く。宮内省の回答では、門跡寺院に参賀・参拝を認めたのは「古昔皇族住職ノ遺蹟ニ係ルヲ以テ特殊ノ　恩」からであって、勅任官取扱の待遇を与えることは「宗教ヲ統率セシムル」「管長ノ位勢ヲ殺ル」ことだ

と門跡寺院の訴えを退けた。

そして時代は下り、昭和十六年（一九四一）八月二十三日になってようやく拝賀・参賀等における門跡寺院住職の「仏教宗派ノ管長ニ準シ取扱」が認められる[86]。かつて明治期のような門跡寺院からの働きかけがあったというより、奇しくも外在的な理由からであった。昭和十五年に宗教団体の法人化を認める宗教団体法が施行され、戦時に突入する時代思潮のなかで宗教教団の統合強化を図るべく各派合併が進んだ結果、諸宗派管長が再編されて見直されたのである。少なくとも門跡寺院の望むような形での門跡号復旧ではなかったが、既存の各宗派管長との均衡を尊重しつつ、新たに門跡制度を再編したのである。

（三）師号宣下と宮内省

明治九年の真宗宗祖親鸞への大師号宣下を以て、近世まで続いた師号宣下が再開する[87]。以降、宗祖・派祖への師号宣下が行なわれたが（【表二】参照）、その根拠とされたのが明治十六年十月八日制定の「大師号国師号賜与内規」である[88]。大師号は宗祖や派祖、中興の祖等に与えられる諡号で、国師号は一宗・一派の開祖等の高僧に与えられる称号というように詳細な項目にわたって定められている。国師号の多くは禅僧に賜るものとされる。まず宗派からの請願を受けると、社寺行政を所管する内務省において賜与内規に基づいて宣下の可否を決める流れであった。

【表2】明治～昭和戦前期師号宣下一覧

年月日	師号名	僧侶名	宗派
明治2年2月26日	大円正覚禅師	蓬洲禅苗	臨済宗
明治3年7月25日	弘済慈徳禅師	諸嶽奕堂（旃崖）	曹洞宗
明治4年12月26日	絶学天真禅師	久我環渓	曹洞宗
明治9年11月28日	見真大師	親鸞	浄土真宗
明治12年11月22日	円鑑国師	宗弼	臨済宗
明治12年11月22日	承陽大師	道元	曹洞宗
明治13年6月4日	法雲普蓋禅師	畦上楳仙	曹洞宗
明治14年12月23日	慧妙国師	性瑫	黄檗宗
明治15年3月22日	慧燈大師	蓮如（兼寿）	浄土真宗
明治16年6月25日	月輪大師	俊芿	真言宗
明治16年6月26日	慈摂大師	真盛	天台宗
明治16年12月25日	円応道鑑禅師	青蔭雪鴻	曹洞宗
明治17年5月26日	正宗国師	慧鶴	臨済宗
明治17年5月26日	聖鑑国師	元選	臨済宗
明治18年12月15日	真晃断際禅師	瀧谷琢宗	曹洞宗
明治19年8月	円照大師	智真	時宗
明治28年5月27日	性海慈船禅師	森田悟由	曹洞宗
明治34年6月19日	直心浄国禅師	西有穆山	曹洞宗
明治38年6月13日	大円玄致禅師	石川素童	曹洞宗
明治42年4月7日	無相大師	慧玄	臨済宗
明治42年9月8日	常済大師	紹瑾	曹洞宗
明治44年2月28日	明照大師	源空	浄土宗
大正4年6月10日	慧光玄照禅師	福山黙童	曹洞宗
大正5年6月29日	明鑑道機禅師	日置黙仙	曹洞宗
大正6年1月31日	真空大師	隆琦	黄檗宗
大正8年10月28日	大用国師	誠拙	臨済宗
大正9年11月25日	円証明修禅師	北野元峰	曹洞宗
大正10年2月26日	大陽真鑑禅師	新井石禅	曹洞宗
大正11年10月9日	立正大師	日蓮	日蓮宗
昭和2年3月22日	微妙大師	宗弼	臨済宗
昭和3年4月15日	正燈国師	元光	臨済宗
昭和3年4月5日	真応誠諦禅師	杉本道山	曹洞宗
昭和5年1月15日	黙照円通禅師	秋野孝道	曹洞宗
昭和5年4月7日	神光国師	弁円	臨済宗
昭和5年5月12日	道光普照国師	懐弉	曹洞宗
昭和7年5月19日	宝蔵国師	道光	黄檗宗
昭和8年4月15日	玄覚浩淵国師	妙超	臨済宗
昭和8年12月23日	大規正信禅師	秦慧昭	曹洞宗
昭和9年4月18日	覚同行智禅師	栗山泰音	曹洞宗
昭和10年4月8日	本源円通国師	雪江	臨済宗
昭和10年6月15日	無邊光照禅師	伊藤道海	曹洞宗
昭和12年3月8日	大現宗猷国師	紹碩	曹洞宗
昭和13年4月11日	円明大師	元選	臨済宗
昭和15年3月23日	証誠大師	智真（一遍）	時宗
昭和15年8月28日	伝燈国師	真然	真言宗
昭和15年9月3日	密伝慈性禅師	鈴木天山	曹洞宗
昭和16年7月23日	大鑑道光禅師	高階瓏仙	曹洞宗
昭和16年11月1日	真徳玄光禅師	福山界珠	曹洞宗
昭和19年3月13日	円鑑不昧禅師	渡辺玄宗	曹洞宗

※「勅賜号表」（「文部省調査局宗務課引継文書」36T-文献15、国文学研究資料館所蔵）、佐野恵作『皇室と寺院』（明治書院、1939年）、92～94頁を元に、大臣官房総務課「例規録」「恩賜録」等（宮内庁宮内公文書館所蔵）で確認して作成。網掛け行は、大師号・国師号。太線以降は宮内省所管。

だが、早くもこの賜与内規は、明治二十年三月九日に廃止となってしまう[89]。内閣では「今日ニ在テハ要用無之」との判断に加えて、「徒ラニ要請ノ道ヲ与フルモノニシテ弊害不少」との理由で廃止に踏み切ったのである。要するに、師号宣下の数を抑制しようとする意図が垣間見える。現に明治四十二年までのしばらくの間は、大師号・国師号の宣下がなされていない。

とはいえ、内規対象外である禅師号の宣下はその後も続く。内規廃止後初めての宣下となったのは、明治二十八年五月の森田悟由への禅師号である。この検討過程では内閣総理大臣伊藤博文が宮内大臣土方久元に対し、「今日ニ在テハ内閣ニ於テ取扱フヘキモノニ無之候ニ付、御省ニ於テ可然御取計相成度」との見解を示したのである[90]。内規廃止の影響からか、以降の禅師号宣下は宮内省の所管となる。後年の宮内省の意見ではあるが、禅師号は生前、禅僧に賜るのを通例として、大師号・国師号とは異なり「重要タルノ意味ヲ有セズ、啻ニ信徒ニ対スルノ面目タルニ止マル」ものとされる[91]。社会的な影響を考えれば、抑制対象としてあまり重きを置いていなかったと思われる。

それでは、なぜ内閣は大師号・国師号の宣下を抑えようとしていたのだろうか。明治三十一年二月九日、伊藤博文首相が皇室制度に関して上奏した意見のうち、「神社及寺院ニ関スル事」[92]にその意図を窺うことができる。

神社ノ興廃又ハ修理等ノ為メ、賜金或ハ建造ノ許否、寺院ノ資格高下ノ許否、僧侶ノ地位又ハ大師、国師号等ノ賜与ニ至テハ、無形的ニ之ヲ尊崇スル衆庶ノ感覚ニ於テ容易ナラサルモノアリ、之ヲ濫与スルハ、尤留意セサレハ却テ之ヲ軽重視スルノ形跡ヲ表明シ、宗派争端ノ虞ヲ起サシメサルニアラス、愚考ニテハ維新国是ノ方針ニ依リ、帝室ハ宗教的ノ外ニ立チ、臣民随意ノ信仰ニ放任シテ、成ルヘク之ニ関係スルコトヲ避ケ、容易ニ許否ヲ為サヽルヲ以テ、我帝室ノ威厳ヲ増進スルモノトセリ、是又大体ノ方針ヲ定メ置キ、之ニ因テ処置ノ方策ヲ執ルヲ可トス

ここでは、師号宣下等の濫発は宗派間の競争に発展しかねず、社会的な影響を危惧する。特に伊藤は「帝室ハ宗教的ノ外ニ立」つ方針を取り、なるべく宗教に不干渉の立場であったことが窺われる。

大師号宣下以外にも、宣下後に下賜される勅額如何が問題となる。宮内省では、明治三十五年に曹洞宗開祖承陽大師（道元）の勅額を永平寺へ下賜するかどうか、検討される。伊藤博文は宮内大臣田中光顕に対して、承陽大師の勅額について真宗の見真大師のように「大師号同時に御下賜之比例」に鑑みて、「無不公平様」との「尊慮」を求めた[93]。その結果、四月二十三日、宮内省では五月三日付で永平寺への勅額下賜を決めるとともに、将来の対策として「勅額下賜ノ制限」を設けたのである[94]。維新以後に大師号宣下を受けた本山寺院と、維新前に下賜の勅額が何らかの事情で失われた本山寺院に限定するなど、新規の願い出に対する予防線を張ったのである。

そして、師号宣下の抑制方針の均衡が破られるのは、明治四十二年四月のことである。臨済宗妙心寺派開祖・開山慧玄への大師号追賜が認められ、大師号宣下が再開する。宮内省では従前に禅師号宣下を所掌した実例から「当省ニ於テ取扱候テ可然」と判断するとともに、賜与内規に照らして今回の対象が一宗の開祖であることから「臨時特別ノ御詮議相成候ハ権衡上亦不得止筋」として宣下決定に至った[95]。以降、宮内省において大師号・国師号・禅師号の三つの師号宣下の事務を所掌することになるのである。

これに関連して、宮内省大臣官房総務課員として師号宣下の実務を担った佐野恵作の覚書「師号宣下ノ沿革並ニ現在ノ取扱」[96]（昭和八年）を見てみたい。

宮内省で事務を所掌するに至る経緯が端的に示されている。

明治二十年内規廃止迄ハ事務ハ内閣扱ナリシモ、明治四十二年以来ハ大師国師号ノ追賜ニ関スル事務ハ引続宮内省ノ所管ニ属セリ、宮内省移管後ニ於テ追賜ノ準則トナリタルモノハ、依然明治二十年ニ於テ廃止セラレタル内規ニシテ、今師号賜与内規ヲ掲クレバ左ノ如シ

ここから宮内省所管以降も、賜与内規を準用していたことが分かる。積極的に師号宣下の途を開くものではなかったが、それでも少なくない数の宣下があった（【表二】参照）。門跡寺院や皇室関係寺院といった直接皇室との関係を有する寺院とは異なり、師号宣下の場合は宗派や社会への影響が大きく、皇室と仏教との関係を拡大・再編するものであったといえよう。それは仏教復興というよりは、政教分離などの近代的諸原則と整合的に模索された結果、再構築されたものではなかろうか。

おわりに

本稿では、神仏分離令とその後の仏教と皇室との関係について、主に宮内省公文書類から跡づけてきた。神仏分離の施策から数年後、宮内省では皇室と関係の深い泉涌寺を保護する政策に転じるなど、ゆるやかに仏教との関係を戻す方向で一部見直しが行われた。以後、御修法や門跡号復旧、師号宣下を通じて、仏教との関係を再編してゆく様相について浮き彫りにした。あくまで神仏分離後の仏教と皇室との私的継続を明らかにした、山口輝臣や高木博志の研究成果を上書き更新したものである。

とはいえ、それは厳密な私的領域というには的確ではなく、場当たり的ではあるが、宮内省が表だって現場での窓口となって、皇室関係寺院の保護にあたったのである。神仏分離後の仏教と皇室とを制度的につないだのは、宮内省であった。加えて、師号宣下の再開や門跡号復旧などでは、真宗という外からの影響が起点となった。政治家との親和的な関係を持つ真宗は、国家と教義を重んじる真俗二諦という教学的標語を掲げて時流に適合することで、皇室との関係を模索していたのである。師号宣下は寺院保護の観点とは性格が異なり、仏教との関係を拡大する方向で作用した。仏教諸宗派にとって、新たな皇室との由緒を切り開くものとして拠り所とされてゆく。

さて、仏教の復興なのか、という冒頭の問いへ立ち返ろう。本論で明らかにしたように、皇室に関係する仏教に限っていえば、あくまで完全な復興とはいえず、形式的な歴史性の保存であった。それは、伊藤博文の説く宗教中立の立場からいえば、特定の宗教に偏ることは避けなければならず、といっても皇室と由緒を持つ寺院の衰退も望むことではない。だからこそ、宗教儀式にあたる即位灌頂や御所内の御黒戸の復活は難しく、御修法でさえ皇室外で再興したことを考えれば合点がいく。宮内省としても宗教問題への不干渉主義を貫くとともに、皇室との歴史を保存するという観点から、京都という場において泉涌寺など皇室関係寺院の保護施策へと転じたのであった。神仏分離後の仏教は皇室との歴史性を堅持しつつも、立憲国家として宗教中立を採る立場から新たに再編された姿であったのだ。皇室との由緒を基準に仏教が峻別されてゆく過程こそ、神仏分離の実態であったのかもしれない。

最後に宮内省による「御由緒」保存の立場について、付言しておきたい。大正十五年（一九二六）に尊像尊牌調査を行なった臨時宮内省御用掛外崎覚は、泉涌寺への合併奉祀をして「上圧的ノ所為ニシテ諸寺院ノ不平ヲ招クニ

至レルモノ」と評し、「歴史ト因縁トヲ無視」するものだと断ずる。[97] 後年になって、必ずしも寺院の持つ「御由緒」保存ではないとする意見が存在していた。その後、宮内省が本格的な皇室関係寺院調査に着手するのは、昭和四年（一九二九）のことである。[98]「従来閑却され、従って研究も不十分なりき」とのことから、初めて史実考証に基づいた調査がなされ、この報告書は後に佐野恵作『皇室と寺院』（明治書院、一九三九年）として世に出る。これが朝野において、皇室との由緒を持つ寺院の一つの指標となってゆくのである。

註

※本稿で使用した史料の内、特に所蔵先を示していないものは、宮内庁宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。註では作成部局「史料名」作成年、件名番号（識別番号）の順に記している。なお、政府法令についてはすべて『法令全書』に拠り、本文中に法令番号を記す。

（1） 近年、地域によって異なる廃仏毀釈の多様な実態を指摘したものとしては、村田安穂『神仏分離の地方的展開』（吉川弘文館、一九九九年）、谷川穣「明治維新と仏教」（『新アジア仏教史一四日本Ⅳ　近代国家と仏教』佼成出版社、二〇一一年）、拙稿「廃仏毀釈」（佛教史学会編『仏教史研究ハンドブック』法藏館、二〇一七年）等がある。さらに、阪本是丸は神仏分離と廃仏毀釈を一体に見ない視点から、仏教側の「法難史観」の側面に言及し、廃仏毀釈像を再考する傾向にある（同「神仏分離研究の課題と展望」〈同『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年〉）。

（2） 阪本健一「皇室に於ける神仏分離」（『明治維新神道百年史』第四巻、神道文化会、一九六八年）、阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年）、羽賀祥二「成立期近代天皇制の国家祭祀」（同『明治維新と宗教』筑摩書房、一九九四年）、高木博志「明治維新と大嘗祭」（同『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』校倉書房、一九九七年）。

（3） 本多辰次郎『皇室と仏教』（東方書院、一九三三年）、三〇頁。

（4） 佐野恵作『皇室と寺院』（明治書院、一九三九年）。

（5） 山口輝臣「第二部　宗教と向き合って―十九・二十世紀」（小倉慈司・山口『天皇の歴史09巻　天皇と宗教』講談社、二〇一一年）、同「天皇家の宗教を考える―明治・大正・昭和―」（『史淵』第一四九号、二〇一二年）。

（6） 高木博志「皇室の神仏分離・再考」（明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う　新たな歴史像を求めて』有志舎、二〇一一年）、同「近代皇室における仏教信仰―神仏分離後の泉涌寺を通して―」（祭祀史料研究会編『祭祀研究と日本文化』塙書房、二〇一六年）。

（7） 青谷美羽「明治期の聖護院大峰修行―近代の皇族と門跡との関係構築に関する一考察―」（『日本宗教文化史研究』第一二巻第一号、二〇〇八年）、田中潤「明治維新と仏教」（島薗進・高埜利彦・林淳・若尾政希編『シリーズ日本人と宗教―近世から近代へ―　将軍と天皇』、春秋社、二〇一四年）。

（8） 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察―明治初年における津和野派の活動を中心に―」（前掲井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』）。

（9） 明治元年四月から十月にかけて、神仏分離令に付帯する十もの布告が出されている。神社から仏教的要素の排除を具体的に指示する一方で、神仏分離の実施に当たっては慎重に対応するよう自制を求めていた。なお、明治元年年三月二十八日の神仏分離令が廃止されたのは、昭和二十一年（一九四六）二月のことである（内務省訓令第九号）。詳しくは文化庁編『明治以降宗教制度百年史』（原書房、一九八三年）、一〇～一三頁、参照。

（10） 武田秀章「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」（同『維新期天皇祭祀の研究』大明堂、一九九六年）。

（11） 下橋敬長「維新前の宮廷生活」（同『幕末の宮廷』東洋文庫、一九七九年）、

二三一～二四五頁。

(12) 藤田大誠「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察―「中央の神仏分離」研究の一環として―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九六輯、二〇〇五年)。

(13) 「極秘語」(『岩倉具視関係文書』一、日本史籍協会、一九二七年)、二七三頁。他にも「法中宮門跡還俗ノ事　附朝廷ノ仏法帰依処置ノ事」という同様の文言が見える(「具視時務策ヲ井上石見ニ示ス事」〈多田好問編『岩倉公実記』上、皇后宮職、一九〇六年〉、一一二頁)。

(14) 前掲藤田大誠「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察」。藤田によれば、慶応三年～明治二年にかけての宮門跡の還俗は次の通りである。

慶応三年十二月、仁和寺宮純仁親王の還俗→仁和寺宮嘉彰親王として復飾
慶応四年正月、聖護院宮雄仁親王の還俗→聖護院宮嘉言親王として復飾
慶応四年正月、知恩院宮尊秀親王の還俗→華頂宮博経親王として復飾
慶応四年閏四月、梶井宮昌仁親王の還俗→梶井宮守脩親王として復飾
慶応四年閏四月、照高院宮信仁親王の還俗→照高院宮智成親王として復飾
明治二年九月、輪王寺宮公現親王の還俗→北白川宮能久親王として復飾

(15) 「社人寺院禄制に付伺」(「江藤新平関係文書」二八八―一六、佐賀県立図書館所蔵、北泉社マイクロフィルム版)、明治四年三月十九日付。

(16) 三条公行実編輯掛「伊地知正治建言書」(七三八五七)、「伊地知正治時務建言書」(『大西郷全集』第三巻、大西郷全集刊行会、一九二七年)、一二七三頁。本文書は伊地知の署名だが、参議西郷隆盛の筆跡とされることから、西郷が伊地知に共感を示していたと見てよい。伊地知はさらに西郷に送った書簡で、「先ツ朝廷を清而後四海を清め(中略)自然神道ノ権相付、余程僧尼ハ減少ニ至べき」だとして、皇室のみならず全国から仏教を排斥しようと考えていた(明治四年九月二十八日付西郷宛伊地知書簡〈立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』一、吉川弘文館、一九六五年〉、九〇頁)。その後伊地知は、同年十月五日に左院中議官に登用されると、左院副議長江藤新平とともに宗教政策に関与する。

(17) 高木博志「東京「奠都」と留守官」(『日本史研究』第二九六号、一九八七年)、同「行政文書にみる明治初期の門跡寺院―『太政類典』『公文録』・京都府庁文書を中心に―」(研究代表者水本邦彦『随心院門跡を中心とした京都門跡寺院の社会的機能と歴史的変遷に関する研究』平成十四～十七年度科学研究費補助金〈基盤研究〔B〕〔2〕研究成果報告書〉)、参照。

(18) 宮内省・留守官「例規録」明治四年、第七五号(三六三)。

(19) 宮内庁編『明治天皇紀』第二(吉川弘文館、一九六九年)、一五八・四七三頁。御黒戸については、藤岡通夫「御黒戸」(同『京都御所』彰国社、一九五六年)、参照。

(20) 同前『明治天皇紀』第二、八〇四～八一三頁。

(21) 臨時帝室編修局「御逸事一〇」(三四三六八)。

(22) 「官中日記(東京)」(四一五一・〇―二、東京大学史料編纂所蔵)。現在の京都国立博物館の場所に設けられた(京都国立博物館編『京都国立博物館百年史』同館、一九九七年、六九～七〇頁、参照)。

(23) 「中御門経之国是建言書」(『中御門家文書』上巻、早稲田大学社会科学研究所、一九六四年)、一一三～一一四頁。

(24) 「明治二年覚」(同前『中御門家文書』上巻)、一二頁、同年一月二十三日条。

(25) 明治三年六月三日付大久保利通宛宮内権大丞新納立夫書簡(立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』五、吉川弘文館、一九七一年)、九二～九三頁。

(26) 「恭明宮造営関係書類」(「中御門家文書」所収〔恭明宮関係書類一八〕、文書一二F〇〇六九、早稲田大学図書館所蔵)。

(27) 宮内省・留守官「土地建物録」明治三年、第三号(四五一)、同年十二月二十八日付。

(28) 臨時帝室編修局「大御乳人甫子記二四」明治四年正月二十三日付(三四四

八七）。二月三日条には、「宮内省殿ヨリ恭明宮へ引移りの事、来ル九日十二日までに引移り申され候やう申入られ候」とある。本史料は、子爵豊岡圭資が同局へ寄贈した、大御乳人押小路甫子の日記原本である。

(29) 恭明宮御造営掛「工事録」明治三・四年、第二号（四三三三）。明治三年十二月十九日付。造営方針の変更は恐らく、「恭明宮神仏御祭祀之処、当節神仏混交如何」という理由に拠るものと思われる（「恭明宮御用掛記」〈「中御門家文書」所収「恭明宮関係書類四」、文書一二F〇〇五四、早稲田大学図書館所蔵〉）。

(30) 同前「工事録」、明治四年二月十八日及び三月四日付。

(31) 明治四年一月十七日付烏丸光徳・香川敬三宛坊城俊政書簡（『岩倉具視関係文書』第八、日本史籍協会、一九三五年）、二八三頁。坊城は明治四年一月に政府の制度分局御用掛に任じられている。

(32) 恭明宮御用掛「日記一」明治四年五月二十八～三十一日条（六八五〇一）。

(33) 「御黒戸取解施行ニ関スル掛合書」（「中御門家文書」所収「恭明宮関係書類二二」、文書一二F〇〇七二、早稲田大学図書館所蔵）、明治四年七月二十九日付。

(34) 「恭明宮規則」「隠居薙髪尼等自今進退心得」（恭明宮御用掛「重要雑録」明治四年、第二号〈六八五〇七〉）、同年十月二十三日達。

(35) 「内史日録」明治四年十一月九日付（誌〇〇〇六八一〇〇、国立公文書館所蔵）。

(36) 宮内省・庶務課「例規録」明治六年、第一二号（三六四）。

(37) 明治六年三月三月十五日付岩倉具視宛徳大寺実則書簡（『岩倉具視関係文書』第五、日本史籍協会、一九三一年）、二五六頁。

(38) 前掲羽賀祥二「成立期近代天皇制の国家祭祀」、一三二～一三七頁、及び前掲高木博志「明治維新と大嘗祭」、三八頁。

(39) 前掲山口輝臣「天皇家の宗教を考える」、二四～二六頁。

(40) 近年の成果としては、小川原正道『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶應義塾大学出版会、二〇〇四年）、特に第四・六章、参照。

(41) 「真宗東本願寺住職大谷光勝外五名ヨリ宗祖親鸞へ賜号願ノ儀上申」（「公文録」明治九年・第五四巻・教部省伺、公〇一七八二一〇〇）、「本願寺第八世蓮如へ大師号宣下ノ件」（「公文録」明治十五年・第三巻・太政官（内閣書記官局～御巡幸御用掛）、公〇三二一一〇〇）、国立公文書館所蔵。

(42) 真宗大谷派教学研究所編『「見真額」に関する学習資料集　「大師号」と「勅額」』第二版（真宗大谷派宗務所、二〇一五年、二〇一一年初版）、一八頁。東本願寺僧侶石川舜台は、当初「顕真」を想定していたが、歴代天皇の諡号と重なるため、『大無量寿経』の「慧眼見真、能度彼岸」のうちから、「見真」の名を奏上したという。

(43) 内大臣府・明治天皇御手許書類「内願書（宸翰下賜ニツキ）　本願寺大谷光勝」明治十二年（五四八九三）。

(44) 「勅額の下賜」（明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』明如上人廿五回忌臨時法要事務所、一九二七年）、三九三～三九四頁。西本願寺も東本願寺と同日に提出したが、内容は不明で、本文書は五月二十一日に再提出されたものである。

(45) 庶務課「恩賜録二」明治十二年、第八〇号（一九〇―二）。

(46) 高松宮家編・刊『熾仁親王日記』第三（一九三五年）、二四三～二四五頁。明治十二年九月二十五・二十九日条。

(47) 明治十二年九月二十七日付岩倉具視書簡、及び同年十月十四日付三条実美書簡（前掲『明如上人伝』三九四～三九五頁）。両書簡とも大谷光尊宛。

(48) 庶務課「恩賜録三」明治十三年、第六七号（一九一―三）。

(49) 庶務課「例規録一」明治八年、第九号（三六六―一）。善光寺住職としての久我誓円の活動については、中村礼三編『誓円尼公』（大本願、一九二八年）、参照。

(50) 「伏見宮諄女王御法体ノ件」（「公文録」明治十三年・第八五巻・宮内省、公〇二七一四一〇〇）、「伏見文秀女王法体願ノ件」（「公文録」明治十三年・第

八六巻・宮内省、公〇二七一五一〇〇）、国立公文書館所蔵。

(51) 『孝明天皇紀』第五（吉川弘文館、一九六九年）、七一二頁、慶応元年十二月二十五日条。『泉涌寺史』本文篇（法蔵館、一九八四年）、四六三～四六五頁、参照。

(52) 「冷泉為理日記（冷泉伯爵家蔵）」明治三年二月六日条（臨時帝室編修局「明治天皇御紀資料稿本一五八」〈八〇二五八〉）には、「於両寺勅会御法事被止」とある。

(53) 前掲『泉涌寺史』、四九三～四九八頁。

(54) 庶務課「恩賜録二」明治九年、第五四号（一八七―二）。従前の御供米は、明治九年五月に廃止されている。

(55) 式部寮「裁印録一」明治六年、第三六号（二〇三七―一）。

(56) 庶務課「尊像尊牌録一」明治九年、第一号（五二六―一）、庶務課「恩賜録二」明治九年、第五四号（一八七―二）。

(57) 明治九年二月六日付岩倉具視宛香川敬三書簡（「岩倉具視関係文書　岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵Ⅱ」五二（四二）、北泉社マイクロフィルム版）。

(58) 明治九年三月三十一日付岩倉具視宛槙村正直書簡（同前「岩倉具視関係文書」五二（五〇））。

(59) 式部寮「上申録」明治九年、第一〇号（七一三三）。

(60) 庶務課「例規録二」明治十一年、第七八号（三六九―二）、同年一月二十二日付、華族督部長岩倉具視宛宮内卿徳大寺実則通達。

(61) 臨時帝室編修局「慶応四年以降行幸記事　京都泉涌寺抜書」（三四七八一）。

(62) 前掲『泉涌寺史』四九一～四九二、五〇五～五〇九頁、参照。

(63) 庶務課「泉涌寺録」明治十三年、第一・三・九・一二・一五号（五三五）。以下の記述は本史料に拠り、註記しない。

(64) 庶務課「諸願建白録」明治十年、第二号（五一七）。

(65) 庶務課「泉涌寺焼失録」明治十五年、第一・二・八号（五四〇）、「泉山御陵墓前建物並泉涌寺再建費下附ノ件」（「公文録」明治十六年・第一六五巻・宮内省（一）、公〇三六一三一〇〇、国立公文書館所蔵）。

(66) 貴志寂忍等『随縁迹』巻上（妙法院門跡事務所、一九〇五年）、三四～三五丁。本資料は、村田寂順の事蹟を編年史料とともにまとめた伝記である。

(67) 内匠課「例規録」明治十六年、第一号（四一二九）、同年一月二十三日付。

(68) 「京都泉涌寺旧境内地御陵墓付属地へ編入ノ件」（「公文録」明治十七年・第一七一巻・宮内省、公〇三八三五一〇〇、国立公文書館所蔵）、宮内省支庁「例規録」明治十七年、第三六号（三七八六）、同年七月四日付。

(69) 宮内省支庁「重要雑録」明治十七年、第二九号（二五二七三）。再建された霊明殿については、石野浩司「泉涌寺における明治期「霊明殿」の成立―皇室祭祀と御寺泉涌寺の関係」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊五二号、二〇一五年）、参照。

(70) 「謚号奉告会之節御使臨監御願」宮内卿伊藤博文宛泉涌寺住職佐伯旭雅、明治十七年十月（同前宮内省支庁「重要雑録」所収）。月輪大師宣下については、「天台宗開祖円戒国師へ追謚ノ件」（「公文録」明治十六年・第三三巻・内務省第一、公〇三四八一一〇〇、国立公文書館所蔵）、参照。

(71) 皇后宮職「重要雑録」明治二十三年、第八号（二四七五三）。前掲高木博志「近代皇室における仏教信仰」、三一〇～三一一頁。

(72) 庶務課「尊像尊牌録」明治十三年、第一号（五二八）、内事課「恩賜録三」明治二十三年、第七七号（二〇一―三）、諸陵寮「恭明宮御尊牌并仏像之件」大正十五年（三二七二二）。

(73) 内匠寮「例規録」明治二十五年、第九号（四一三三）。

(74) 高木博志「一八八〇年代の天皇就任儀礼と「旧慣」保存」（前掲同『近代天皇制の文化史的研究』）、参照。

(75) 後七日御修法の概要と再興については、前掲佐野恵作『皇室と寺院』（第一章）の他、廣安恭壽編『宮中後七日御修法沿革記』（伝燈会、一八九三年）、「宮中後七日御修法の起源及沿革略記」（祖風宣揚会編『皇室と真言宗』六大新報社、一九一五年）、蓮生観善『御修法の起源及沿革』（六大新報社、一九二〇

年）、参照。

（76）庶務課「例規録一」明治十六年、第三四号（三七四―一）。以下の記述は本史料に拠り、註記しない。

（77）前掲「泉涌寺焼失録」第二号、明治十五年十一月四日付。雲照については、草繋全宜『釈雲照』上・下（徳教会、一九一四年、東洋書院、一九七八年復刻）、池田英俊「雲照の護法思想と戒律主義」（同『明治の新仏教運動』吉川弘文館、一九七六年）、石川泰志「釈雲照―近代皇室と仏教再興」（同『近代皇室と仏教―国家と宗教と歴史―』原書房、二〇〇八年）、参照。

（78）大臣官房総務課「例規録」大正九年、第三一号（四〇四）。

（79）前掲貴志寂忍等『随縁迹』巻上、五丁。

（80）「真宗本願寺以下門跡号復旧ノ件」（「公文録」明治十八年・第一八巻・内務省第二、公〇三九一三一〇〇、国立公文書館所蔵）。

（81）（明治十七年）十一月十五日付香川敬三宛三条実美書簡（皇學館大学史料編纂所編『図録・香川敬三関係史料の世界』皇學館大学出版部、二〇一二年）、三〇～三二頁。

（82）爵位局「授爵録」明治二十九年、第一号（二二八七）。明治二十九年の真宗住職家の叙爵については、谷川穣「北垣府政期の東本願寺―本山・政府要人・三井銀行の関係を中心に―」（丸山宏・伊従勉・高木博志編『近代京都研究』思文閣出版、二〇〇八年）、拙稿「華族としての佛光寺」（佛光寺編『佛光寺の歴史と文化』法藏館、二〇一一年）、小川原正道「宗教論」（同『福澤諭吉の政治思想』慶應義塾大学出版会、二〇一二年）、参照。

（83）庶務課「重要雑録二」明治十八年、第三七号（二三二六一―二）。

（84）内事課「例規録三」明治二十一年、第一二四号（三七九―三）。

（85）内事課「重要雑録」明治二十二年、第三七号（二三二六四）。明治三十四年にも天台宗門跡寺院から同様の出願があったが、やはり不詮議となっている（内事課「重要雑録」同年、第二八号〈二三二七二〉）。

（86）大臣官房審議室・参事官室「重要雑録」昭和十六年、第一〇号（二一八四八）。

（87）大師号宣下については、前掲佐野恵作『皇室と寺院』（第二章）の他、川口高風「道元禅師の「承陽大師」以前の大師号をめぐって」（『宗学研究』第四〇号、一九九八年）、同「公文録よりみた道元禅師と授翁宗弼の諡号宣下について」（『愛知学院大学教養部紀要』第四五巻第三号、一九九八年）、前掲『見真額』に関する学習資料集「大師号」と「勅額」』、山口輝臣「天皇と日蓮」（『日本歴史』第七七〇号、二〇一二年）等、個別事例の研究蓄積はある。

（88）「大師号国師号賜与内規ヲ定ム」（「公文類聚」第七編・明治十六年・第六三巻・社寺二、類〇〇一四六一〇〇、国立公文書館所蔵）。

（89）「内務省ヘ達セシ大師号国師号賜与内規ヲ廃止ス」（「公文類聚」第一一編・明治二十年・第四一巻・社寺門、類〇〇三二八一〇〇、国立公文書館所蔵）。

（90）内事課「重要雑録」明治二十八年、第六号（二三二六七）。

（91）大臣官房庶務課「例規録」昭和三年、第五号（六四五一）。

（92）臨時帝室編修局「内大臣府文書四」（三六〇九四）、春畝公追頌会編『伊藤博文伝』下巻（統正社、一九四〇年）、三三九～三四〇頁。

（93）明治（三十五）年四月十七日付田中光顕宛伊藤博文書簡（「田中光顕関係文書紹介（一）」（『法政大学文学部紀要』第五二号、二〇〇六年）、二二頁）。

（94）内事課「例規録」明治三十五年、第二三号（三九〇）。

（95）大臣官房総務課「重要雑録」明治四十二年、第七号（二三二七六）。

（96）大臣官房総務課「例規録」昭和八年、第四号（七七六五）。

（97）臨時帝室編修局「尊像尊牌併合ノ沿革　京都府下各寺院安置」（三五七四〇）。

（98）大臣官房庶務課「皇室関係寺院に関する調査」昭和四年（三二七四四）。